

○別府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成 17 年 3 月 29 日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準

(協定の締結)

第 4 条 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関し、次に掲げる事項について、協定を締結しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 個人情報の保護に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に市長が別に定める日までに、指定を受けた公の施設（以下「指定管理施設」という。）に関し、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第6条 市長は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 9 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する指定管理施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（教育委員会等の公の施設への適用）

第 10 条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第 2 条から前条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第 2 条、第 4 条、第 5 条及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

2 この条例を公営事業局が所管する公の施設に適用する場合においては、第 2 条から前条までの規定中「市長」とあるのは「競輪事業管理者」と、第 2 条、第 4 条、第 5 条及び次条中「規則」とあるのは「公営事業局管理規程」とする。

（一部改正〔令和 5 年条例 45 号〕）

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 25 日条例第 45 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。